

(地独) 山口県産業技術センター紹介動画制作委託業務仕様書

1 業務名

(地独) 山口県産業技術センター紹介動画制作委託業務

2 業務の目的

地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下「当センター」という。）は、産業技術に関する試験研究、その成果の普及、産業技術に関する支援等を総合的に行うことにより、産業の振興を図り、もって山口県における経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする機関である。

当センターにおけるプロモーションツールとして活用するために、当センター紹介動画の作成を業務の目的とする。

3 委託業務内容

動画制作

4 業務の委託期間

契約締結日から令和5年2月28日までの間

5 見積限度額

1,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

6 動画の仕様

(1) ねらい

県内企業に所属する社員へのPRと技術相談の紹介

(2) 主なターゲット

県内企業の20代～40代の技術系社員

(3) 内容

- ・当センターが、企業での新製品の開発や工程改善・品質管理など、ものづくりの現場で発生する「困った！」の解決に向け、相談を受ける業務を行っていること（技術相談）が分かる内容であること。
- ・視聴者に親近感を感じてもらうとともに、共感を引き出し、「利用してみよう」「知人に紹介してみよう」と思ってもらえるような内容であること。
- ・アニメーションやCG等を使用すること。
- ・適宜、BGM、テロップ、ナレーション等を使用すること。（日本語）
- ・一過性の拡散（所謂、バズらせること）を目的とせず、長期間（5年間）にわたり古く見えずに使用できるようなシナリオやテイストを考案すること。

また、考案したシナリオについては当センターの確認を受けてから動画の作成を始めること。

- ・作成した動画については、納品前に委託者に内容を確認すること。また、委託者からの修正依頼があれば軽微な変更は3回までは対応すること。

(4) 製作本数

1本

(5) 再生時間

30秒

(6) 動画の形式

- ・MP4形式で横型（アスペクト比 16:9）
- ・解像度は 1920×1080 以上

(7) 動画の主な用途

- ・当センター公式 YouTube チャンネルにて配信
- ・当センター公式 SNS アカウント（Facebook 等）にて投稿
- ・ホームページでの掲載
- ・会場放映（各種イベント等） 等

(8) 著作権など

- ・映像・写真・原画・音楽などの使用の際は、肖像・意匠・商標・著作等の権利に関する処理を確実に行うこと。また、オリジナルデザインの作成・使用に当たっては、類似のものがないか確認すること。
- ・業務委託により制作される成果物（動画）の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は、当センターに帰属するものとする。
- ・業務受託者は成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- ・成果物については、当センターのPR活動（ホームページへの掲載、映像の一部を加工したバナーの制作、イベントでの利用等）に使用するため、当センターの判断で、全部又は一部を利用・加工できるものとする。

(9) その他の注意点

- ・当センターの職員を成果物に出演させないこと。
- ・当センターの施設・設備の使用に際しては当センターの許可をとること。
- ・適宜、当センターと協議を行い、業務を遂行すること。

7 納品

保存媒体を DVD 又は USB とし、3部納品すること。

8 協議

事業実施にあたっては、当センターと十分に協議しながら実施すること。また、本委託仕様書に記載されている内容に疑義が生じた場合には、当センターとの協議の上、解決すること。